

# かわべ

議会だより

KAWABE



七夕の飾り付け（保育園）



平成24年8月2日

第132号

- 24年第2回定例会 ..... 2
- 可決案件 ..... 2
- 議会日誌 ..... 3
- 一般質問 3人の議員が質問 ..... 4
- 編集後記 ..... 8

# 6月定例会

(6月8日~15日まで)

本定例会では、報告案件3件、承認案件4件、議案10件の計17案件を審議し、いずれも原案のとおり可決、承認しました。

## 条例案件

負担調整措置を平成26年度まで延長  
(全員賛成で可決)

▲中部圏都市開発区域の指定に伴う川辺町固定資産税の特例に関する条例の一部改正(専決)

「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令」の一部改正に伴う改正で、以下の改正を行うものです。  
・工業生産設備の新設または増設をした者に係る固定資産税の特例措置について、適用期限を平成26年3月31日まで延長  
(全員賛成で可決)

▲国民健康保険税条例の一部改正(専決)

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の施行により、主に以下の改正を行うものです。  
・被災居住用財産の敷地に係る長期譲渡所得の課税の特例(居住用財産の買換え特例等)に係る譲渡期限延長の特例が加えられたことによる所要の改正  
(全員賛成で可決)

▲暴力団排除条例の制定

(専決)

全国的に暴力団を追放する気運が高まるなか、本町においても暴力団排除に関する基本理念、町、町民および事業者の責務等を定め、町民の安全で平穏な生活の確保等を目的とする条例を制定するものです。  
(全員賛成で可決)

▲税金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る申告手続の簡素化  
・新築住宅の固定資産税軽減措置を平成25年度まで延長  
・宅地に係る固定資産税

▲議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正  
(地方自治法)の一部改正により、市町村の基本構想の策定義務が廃止となり、議会の議決も要しなくなったため、今後、総合計画の基本構想の策定にあたっては引き続き議会の議決すべき事件とするよう所要の改正を行うものです。  
(全員賛成で可決)

▲印鑑条例の一部改正  
「住民基本台帳法」の一部を改正する法律により「外国人登録法」が廃止され、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象者に加え住民票が作成されることとなるため、以下の改正を行うものです。  
・改正住民基本台帳法を引用した表記の改正  
・外国人登録法を引用した表記の削除  
(全員賛成で可決)

▲手数料徴収条例の一部改正  
印鑑条例の改正と同じく、以下の改正を行うものです。

▲一般会計補正予算(第1号)  
追加の財政需要について増額補正するものです。  
(歳入)  
・かんがい排水事業補助金  
180万円増額  
・農道舗装事業補助金  
120万円増額  
・地域子育て創生事業費補助金  
89万円増額  
・経済センサス活動調査委託金  
17万円増額  
(歳出)  
・繰越金  
860万円増額  
・農道、農業用排水路改修工事  
750万円増額  
・町道新設改良工事設計費  
270万円増額  
・県道路改良事業負担金  
84万円増額  
・子ども手当改正に伴うシステム改修経費  
127万円増額

▲一般会計補正予算(専決第2号)  
39万円を追加し、総額を39億3764万円としました。  
主な内容は  
交通事故に伴う庁用車修繕料を補正するものです。  
(歳入)  
・町有自動車損害共済金  
39万円増額  
(歳出)  
・庁用車修繕料  
39万円増額

外国人登録事項証明部分の削除  
(全員賛成で可決)

▲廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正  
一般廃棄物(家庭から排出されるゴミ)の集積場から資源となる物品を持ち去る行為が多発していることから、当該行為に対する厳格な措置を講ずるための改正です。  
(全員賛成で可決)

## 予算案件

▲一般会計補正予算(第1号)  
追加の財政需要について増額補正するものです。  
(歳入)  
・かんがい排水事業補助金  
180万円増額  
・農道舗装事業補助金  
120万円増額  
・地域子育て創生事業費補助金  
89万円増額  
・経済センサス活動調査委託金  
17万円増額  
(歳出)  
・繰越金  
860万円増額  
・農道、農業用排水路改修工事  
750万円増額  
・町道新設改良工事設計費  
270万円増額  
・県道路改良事業負担金  
84万円増額  
・子ども手当改正に伴うシステム改修経費  
127万円増額

▲一般会計補正予算(専決第2号)  
39万円を追加し、総額を39億3764万円としました。  
主な内容は  
交通事故に伴う庁用車修繕料を補正するものです。  
(歳入)  
・町有自動車損害共済金  
39万円増額  
(歳出)  
・庁用車修繕料  
39万円増額

外国人登録事項証明部分の削除  
(全員賛成で可決)

▲手数料徴収条例の一部改正  
印鑑条例の改正と同じく、以下の改正を行うものです。

追加の財政需要について増額補正するものです。  
(歳入)  
・かんがい排水事業補助金  
180万円増額  
・農道舗装事業補助金  
120万円増額  
・地域子育て創生事業費補助金  
89万円増額  
・経済センサス活動調査委託金  
17万円増額  
(歳出)  
・繰越金  
860万円増額  
・農道、農業用排水路改修工事  
750万円増額  
・町道新設改良工事設計費  
270万円増額  
・県道路改良事業負担金  
84万円増額  
・子ども手当改正に伴うシステム改修経費  
127万円増額



- ・経済センサス活動調査事務経費 17万円増額
- ・消防団員福祉共済負担金 17万円増額

(全員賛成で可決)

## 報告案件

### ▲土地開発公社の経営状況

地方自治法の規定により、23年度事業報告及び決算並びに24年度予算について報告がありました。

### ▲専決処分の報告（和解及び損害賠償の額の決定）

町長の専決事項（1件50万円以下の損害賠償の額及び和解）に基づいて、職員が公用車を運転中に起こした交通事故について、相手方の車両修理代を支払うことで和解した報告がありました。

### ▲一般会計補正予算（専決第1号）

町長の専決事項（損害

賠償に伴う1件50万円以下の補正予算）について4月4日に専決処理をした報告がありました。

## その他案件

### ▲町道路線の廃止

石神地内の1路線を廃止しました。  
(全員賛成で可決)

### ▲町道路線の認定

石神地内の2路線を認定しました。  
(全員賛成で可決)

### ▲土地開発公社の解散

土地開発公社を解散することに決定しました。  
(全員賛成で可決)

### ▲川辺町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の変更

「外国人登録法」の廃止に伴い、郵便局で取り扱う特定事務のうち、外国人登録法を引用した表記を削除するものです。  
(全員賛成で可決)

## 議会日誌

24年5月～24年7月

### 〔5月〕

1日・可茂町村議会議長会

・中濃地域農業共済事務組合議会

6日・青少年育成町民会議総会

・可児市制30周年記念式典

12日・加茂支部身体障がい者福祉協会総会

13日・かも1グランプリin川辺

16日・加茂郡老人クラブ連合会総会

・老人福祉大会

・町村議会議務局長研修会

17日・土地開発公社理事會

21日・商工会総代会

23日・社会福祉協議会理事會

24日・議会運営委員会  
・指定管理者評価委員会

25日・総務委員会協議会

・加茂防衛協会総会

27日・町消防操法大会

29日・立志のつどい

・土砂災害及び区域指定説明会

・加茂郡体育大会結団式

31日・川辺おどり実行委員会

### 〔6月〕

1日・岐阜県町村議会議長会臨時総会

3日・加茂郡体育大会

5日・洞戸川辺間主要地方道改良整備促進期成同盟会監査

7日・県土木事業に対する要望箇所の現地視察及び行政懇談会

8日・第2回定例会（初日）

11日・加茂郡消防操法大会出場チーム激励会

12日・可茂消防事務組合川辺出張所安全祈願祭

13日・加茂防衛協会川辺支部役員定期総会

15日・第2回定例会  
(最終日)

17日・加茂郡消防操法大会

18日・指定管理者評価委員会

19日・女性の会と議会議員懇談会

25日・可茂地域市町村議会議長会

29日・総合防災訓練打合せ

### 〔7月〕

5日・議会議報編集委員会

19日・学校給食運営委員会

20日・議会議報編集委員会

・可茂町村議会議員研修会

24日・区長さんとの懇談会

26日・国道418号線整備促進期成同盟会

27日・四線促進期成同盟会

28日・国道41号美濃加茂下呂間車線強化促進期成同盟会

30日・定住自立圏合同研修会

31日・可茂広域行政事務組合臨時総会



(6月19日女性の会との懇談会)

女性の会の活動や議会の活動についての報告、意見交換を行いました。

# 一般質問

## そこが聞きたい! 知りたい!

定例会の最終日に3人の議員が質問に立ち、町政をたどりました。質問と答弁の内容は、次のとおりです。当日の傍聴者は12人でした。

**問** 国体開催への取り組みと意欲を問う

〔長尾 論議員〕

岐阜清流国体ボート大会が10月に開催されます。あと4ヶ月足らずとなりました。さる4月24

日には川辺町実行委員会による国体ボート競技会総決起大会が開催され、関係者はじめ町民あげての大会成功を決議しました。町長も度あるごに成功を訴えられています。この国体ボート大会が本町の教育、文化そして経済発展の起爆剤となつて「活力のあるまちづくり」の一役を担ってくれることを誰もが期待しているところです。

町長は国体ボート競技大会開催という一大イベントの成功を目標に「国体準備室」を中央公民館

に設置し、その後「国体推進室」と名称を改め、本庁2階に移されました。嘱託を含め4人体制で取り組んでおられます。しかし、この大会に向けての取り組みに今一步の感があるように思います。

例えば先般開催された総決起大会の折にCCネット(ケーブルテレビ)は取材に来ていなかった。先方に確かめたところ連絡を受けていなかったとのことでした。

また4月29・30日に川辺漕艇場において県ボート協会主催の「岐阜レガッタ」が開催された折、この大会に町長が来ておられなかった。確認したところ、主催者である県ボート協会から町長への出席要請はなかったとのことでした。開催地である川辺町へ何の連絡もな

かったことは裏返せば、国体開催に向けて関係者が一丸となって取り組んでいる実態が県ボート協会に伝わっていないのではないかと。町長はこのことをどのように捉えておられますか。

川辺町が手を挙げて国体ボート競技を誘致し、引き受けた以上はこの大会を何がなんでも成功させ、川辺町を全国にアピールするこの上もないチャンスです。そのためにも経費の増額も視野に入れたアクションプランがあつてもいいのではないかと。町長の意気込みを伺います。

**答** 反省を踏まえ成功に結びつけていきたい

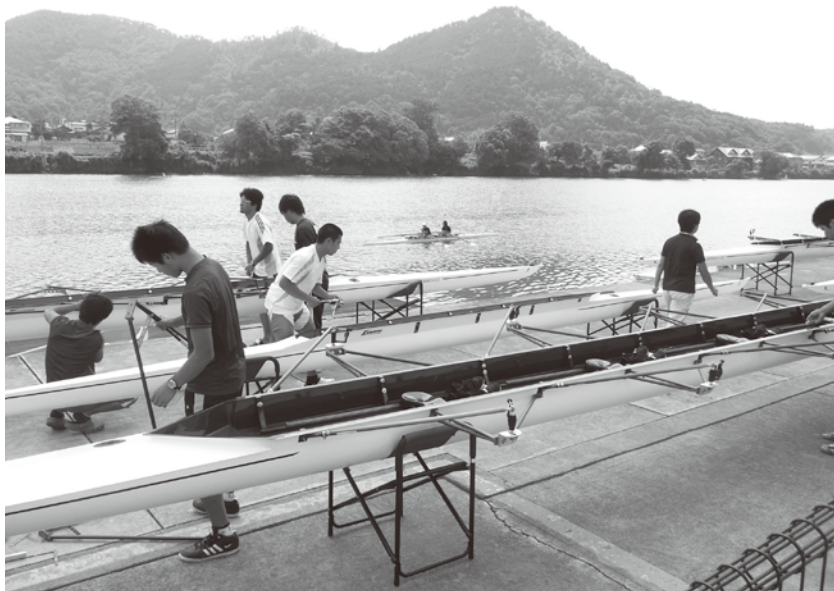
〔町長〕

ご質問については、改めて、町長もつと頑張つてやりなさい。職員も一致協力して進みなさいとの、叱咤激励と感謝しております。

総決起大会の折にCCネットを呼ばなかったことや岐阜レガッタの際に町民への広報がなかったことについては心配りがなかったと反省をしております。

また、私自身が岐阜レガッタに顔を出さなかったことに関しては、競技団体が気を遣われ要請をされなかったらうとは思いますが、要請がなかったとはいえ、競技団体主催の競技会であっても関係者の労をねぎらうよう顔を出すべきであったと思っております。

今後も炬火リレーを筆頭に、国体に関連した行事も多く行っていくこと



国体強化選手合同練習会



となりますが、競技団体との連携はもとより、関係各位への協力を推し進めながら、国体開催時は職員総掛かりで成功に結びつけていきたいと考えております。

また、国体運営経費については、当初の予算段階で必要な費用を計上しておりますが、経費増額の必要性が生じた場合は、皆様のご理解をいただきながら調整させていただきます。と考えております。

### 問 高齢者の働く場所の確保を

【佐伯和昭議員】

団塊世代の方々が60歳を超え、現在、既に定年を迎えておられます。

その方々は、今の目覚ましい経済成長を戦前生まれの諸先輩方と共に成し遂げられてこられました。そして、たたき上げられた様々な能力・技術・知識があります。現

役を退かれ、今まで培った能力等が持て余されてきます。

一方、年金の支給年齢の引き上げが要因で、定年年齢の引き上げが進められようとしています。

このような状況下、60歳を超えられた方の生き

甲斐と能力を活用でき、たとえ低収入であつても、就労の機会を与えることは今の時代に有効な施策だと思えます。

幸いにも我が町にはシルバー人材センターがあります。登録者数35人、42人程で草刈、樹木の剪

定、建物管理などで活躍されています。このシルバー人材センターとの連携を強化し、今後多くの登録者を募り、優れた能力のある高齢者の方々の活躍の場を模索し、拡充したらどうかと思えます。執行部の考えを伺います。



シルバー人材センター草刈作業

### 答

生きがいつくりを目標に連携を強化していく

【住民課長】

現在の社会情勢は依然厳しく、若者の就職難や老齢年金支給年齢の引き上げなど、若者からお年寄りまでが安心して暮らせる状況ではないことは否めません。

このような中、川辺町では、団塊世代の全ての人々が後期高齢者となる平成37年度を見据え、地域住民と行政が協働し、高齢者の自立支援に向けたサービスを一体的に提供する「地域包括ケア」をより一層推進するた

め、第5期高齢者保健福祉計画を策定しました。

この中の重点目標の一つに「生きがいつくりの推進」を掲げ、社会参加と就労対策としてシルバー人材センターを充実させることとしております。

シルバー人材センターは、昭和60年11月25日に設立された雇用能力活用協会を前身とし、平成21年度から正式に(社)岐阜県シルバー人材センター連合会に加盟され、名称も「川辺町シルバー人材センター」と改めて活躍されております。

運営状況も設立後数年間は県や町の補助金を原資に運営されておりましたが、補助金を順次削減し、現在では独自で運営されております。しかしながら、景気低迷による需要の減少もあり売上が減少するなど楽観視できない状況で、登録者数も設立当時147名であったものが、近年では35名前後と横這い状況が続く、平均年齢も70歳程と

高齢化が進むなど脆弱化も懸念されます。このため、高齢者に対しては介護や予防、支援だけに止まることなく、健康維持増進の助長、社会福祉の増進につながるような施策を講じ、高齢者が共同し、技術や能力を活用した就労の機会が拡大され、以前に増して収入や生き甲斐が享受されるシルバー人材センターとなるよう、さらに連携を強化していく所存です。

### 問 職員の表彰はどのようになっているのか

【佐伯和昭議員】

私は、今まで機会あるごとに、町の発展は職員の職務に対する意欲が最も大切であることを申し上げてきました。

職員が、町を愛し、職場を愛し、職務に対して誇りとやりがいと創造性を持って執務することこそ町にとってよい町づくりが出来ると思えます。

職員がよく働けば、人件費の無駄も解消できま  
す。当然職員も公僕であ  
ると同時に人間です。叱  
られれば、悲しみ反省も  
します。褒められればう  
れしく喜びもします。後  
の意欲にもつながりま  
す。罰もなく褒めもしな  
いでは職員はやる気がし  
ません。

①川辺町には表彰規定が  
あります。その表彰規  
定の中に職員の公務功  
績に関しての項目はあ  
りません。他に要綱で  
定められているのか。

②近年、職員の功績を表  
彰したことはあるの  
か。あったならどのよ  
うな功績か。ないな  
ら、その理由は。功績  
のあった職員は全くだ  
なかつたのか。

③表彰規定とは異にして  
も、ここ十数年、勤務  
評価による特別昇給等  
はあったのか。その理

由は。その特別昇給者  
を当然職員に功績と合  
わせて公表している  
と思うが、その方法は。

**答** 人材育成の観点か  
ら職員表彰規程、  
勤務評価制度を活  
用している

**【総務企画課長】**

①川辺町職員表彰規程が  
あり、職員の功績ある  
いは永年勤続に対し表  
彰することができま  
す。功績については、

職務に関する発明考案  
等により功績が顕著で  
あった職員、あるいは  
公務能率向上に努め成  
績抜群であった職員な  
どを対象としており、  
永年勤続については、  
20年または30年勤続し  
た職員を表彰対象とし  
ております。

②職員の功績により表彰  
した実績は近年にはあ  
りません。職員は日  
頃、全体の奉仕者とし  
て公共の利益のため公  
務能率の向上に努めて

いるところですが、そ  
の功績により職員表彰  
規程に該当した職員は  
なかつたものと考えて  
おります。永年勤続に  
ついては、毎年度、数  
名程度表彰している状  
況です。

③平成23年度から勤務評  
価結果を昇給に反映し  
ており、昇給等のあつ  
た職員の数については、

町長より職員に周知し  
ております。また評価  
結果については、町長  
から所属長へ、所属長  
から職員に個別面談の  
方法により伝えること  
としておりますが、平  
成24年からは、昇給し  
た職員の氏名等を全職  
員に公表することを考  
えております。

自治体職員は、自ら考  
え行動しその行動に責任  
を持つことが求められて  
いることから、本町にお  
いては「人材育成」を主  
たる目的として勤務評価  
制度を導入しておりま  
す。今後についても引き  
続き、勤務評価を実施

し、職員の人材育成に積  
極的に取り組み、効率的  
な行財政運営や多様化す  
る住民ニーズに柔軟に対  
応していきたいと考えて  
おります。

**問** 中学校での武道必  
修化への対応は

**【佐伯和昭議員】**

本年度から中学校の授  
業で武道が必修になり、  
特に柔道については事故  
率が他のスポーツに比べ  
高いとされている。

この問題については本  
年2月にNHKクローズ  
アップ現代でも放映さ  
れ、過去28年間に中学・  
高校で114人の子ども  
達が死亡、275人が重  
い障がいを負ったとのこ  
とです。

川辺町では、現在どの  
ような対応をされている  
のか。また、保護者に対  
してはどのような説明を  
されているのか伺いま  
す。

**答** 剣道を選択し、機会  
ごとに履修の趣旨、  
理由を説明している

**【教育長】**

小学校では昨年度か  
ら、中学校においては今  
年度から、新しい学習指  
導要領に沿っての教育が  
進められています。新し  
い学習指導要領の趣旨

は、確かな学力・豊かな  
心・たくましい体のバラ  
ンスに立って「生きる  
力」を培うことにあり、  
基本的にこれまでと大き  
く変わりませんが、「理  
数教育の重視」「言語活  
動の充実」「我が国や郷  
土の文化と伝統の尊重」  
などが重点として取り上  
げられています。学習内



剣道の授業（中学校）



容の増加に伴い、授業時数も増加、教科書も厚くなりました。

「たくましい心身」

「わが国や郷土の文化と伝統の尊重」等に関連して、中学校の保健体育科・体育分野において、第1学年および第2学年では、男女とも武道が必修として位置づけられました。これまでは、選択して男子は武道、女子はダンス領域の学習をしていました。川辺中学校においては、武道の中から「剣道」を履修することになりました。これは、これまで剣道を取り上げていたことから、指導計画や指導方法の蓄積があり、一層の改善充実が図れること、また安全面や施設面等を考慮しての選択です。保護者に対しては、学年懇談会やPTAの会合、学校通信などを利用して必修化の意義や剣道履修の趣旨や理由、安全対策等について理解を図っていると述べています。

### 問 東日本大震災のガレキ処理について

【桜井真茂議員】

東日本大震災のガレキ処理問題が連日報道されており、全国にガレキの処理をお願いし、一刻も早い復興をしようとする政府の圧力ともいえる指示が出されております。

現地に処理場施設、焼却施設も建設されておりますが、処理能力が追いつかないという理由で、今まさに岐阜県にも汚染された可燃物が持ち込ま

れようとしております。

可燃物は燃やせば灰になつてしましますが、残留する放射能は消えることなく残るのではないかと考えられます。県の職員が出向いて可燃サンプルを持ち帰ったところ、濃度の高い放射線物質が出た実例もあります。

白川町にあるバイオマス発電では焼却をし、発電と処理の二重の利益を考えておられるようですが、近隣市町村の同意について、加茂郡町村会で議論されたのでしょうか。



バイオマス発電施設（白川町）

そもそもわが国日本

は、先の大戦で原子爆弾を投下された被爆国であります。目では見えない放射能に対する恐ろしさは、子どもや孫に言い伝えられ、よく知るところであります。修学旅行では、全国各地から広島、長崎を訪れ戦争の悲惨さ、放射能の恐ろしさを子ども達も十分に学んでおります。しかしながら政府は復興という名のもとに日本全土を放射能に汚染させるつもりなのかと怒りを感じております。

すでに処理が始まっているところは、いたしかたないとは思いますが、加茂郡へ持ち込むことは断じて阻止するべきと考えます。町長の考えをお聞かせ下さい。

電施設で、燃料として木

くずの受け入れを検討されているのはご指摘のとおりであります。町村会でもこの点について白川町長から説明がなされましたが、結論から申し上げますと、現状では受け入れは困難かと思われま

す。第一に、白川町では焼却灰の最終処分場がなく、現在は県外の施設に最終処分を委託しておりますが、当該施設からこれ以上の受け入れは量的に無理との回答が寄せられたということでありま

す。したがって、国の責任において最終処分場を確保されない限り、話は進みません。

第二に、白川町の施設では木くずのみの焼却が可能であります。しかし現在では木くずのみのガレキは少量で、可燃物の多くが木くずのほか、漁網、畳、繊維、プラスチックなどが混じった混合可燃物であり、土が混じったものもあります。さ

らに、被災地では可燃物だけでなく不燃物の受け入れも強く要望しており、折り合いがつかません。

福島第一原発から遠い北部の、放射線濃度が低い木くずに受け入れ希望が集中している現在、仮に白川町が受け入れ表明をしても、先に受け入れ交渉をしている13都道府

県の後となり、はたして残存量があるか否か、何よりも最終処分場が未解決の現状では、木くずの受け入れは実質不可能であると考えています。ガレキ処分は被災地の復興のために不可欠な工程であります。現時点では非常に難しい多くの問題をばらんでいます。

### 問 式典等進行の不振について

【桜井真茂議員】

私は議員として各種会合、イベント等様々な行事に出席させていただ

### 答 現状では受け入れは困難

【町長】

白川町のバイオマス発

ております。その中で、

4月の入学式来賓席に、  
昨年の議会議員選挙改選  
前の名札がついており、  
教育委員会と小学校の連  
絡ミスかとは思いますが、  
非常に不快な思いを  
いたしました。

式も始まり次第に沿っ  
ていない状態での進行  
で、リハーサルをしてい  
ないのではないかとも思  
えました。

国体推進室では、国体  
の役員を集めての総会、  
また総決起大会の司会進  
行が非常に悪く、消防操  
法大会においては、役職  
等のアナウンスの間違い  
や、メダルをかけ忘れ  
るという不手際が多く目  
立ちました。

あらかじめリハーサル  
等で調整がなされ、本番  
の日を迎えていることと  
思いますが、そのような  
不手際をどのように思わ  
れましたか。

### 答 緊張感を持って式典等に取り組む

#### 【町長】

このたびは、小学校入  
学式、国体実行委員会第  
4回総会、国体ボート競  
技総決起大会、川辺町消  
防操法大会の式典の進行  
に不手際があり、ご来賓  
の皆様をはじめ、ご出席  
いただきました皆様方に  
ご迷惑、ご心配をお掛け  
しましたことを改めて深  
くお詫び申し上げます。  
今年度は国体ボート競  
技の開催年度でもあり、  
多くの方々が式典あるい  
は会議等に来町いただく  
ことから、今後、式典等  
の実施に際しては、確認  
を重ね、緊張感を持って  
取り組むよう周知徹底い  
たします。

### 問 嘱託職員の賞与について

#### 【桜井真茂 議員】

川辺町の職員はもちろ

んのこと、第一、第二保  
育園の正職員は賞与を支  
給されておりますが、嘱  
託職員については支給さ  
れておりません。もちろ  
ん給食センターにおける  
嘱託職員も同様でありま  
す。しかし、公設民営の  
第三保育園、やすらぎの  
家の嘱託職員については  
賞与を支給しておりま  
す。特に、保育園は第  
一、第二、第三とも同じ  
仕事をしての賞与のある  
なしは平等さに欠けるこ  
とと感じてなりません。

公設民営なので、町が介  
入することはできないか  
とは思われますが、補助  
金を支出して運営が成り  
立っていることを考え、  
町長がこの不平等さを是  
正することは今後の課題  
と考えますがいかがでし  
ようか。もちろん運営そ  
のものにも、この先議論  
を重ねていく必要がある  
かとは思いますがいかが  
でしょうか。

### 答 是正を申し入れ均 衡を図っていく

#### 【参事】

川辺町における嘱託職  
員の採用形態は、地方公  
務員法による非常勤の特  
別職と位置づけており、  
地方自治法の規定により  
報酬および費用弁償以外  
のいかなる手当も支給で  
きないこととされていま  
す。

このため、当町の一般  
的な嘱託職員の報酬につ  
いては、最低賃金を下回  
らない時給800円に、  
賞与分にあたる年間1.2ヶ  
月分を加味し、さらにそ  
れぞれの通勤距離を勘案  
して月額を定めています。  
これに対し、公設民営  
の第三保育所や、公の施  
設であるやすらぎの家に  
ついては、平成15年9月  
に施行された地方自治法  
の一部改正を受け、指定  
管理者制度によって二つ  
の社会福祉法人に管理を  
指定した経緯があり、こ  
れらの施設で勤務されて

いる嘱託員については、  
法人ごとの規定等によ  
り、支給率や対象者の違  
いはあっても賞与が支給  
されているため、川辺町  
の嘱託員とは相違が生じ  
ています。

しかしながら、指定を  
受けている者は双方とも  
公共性が強いことから、  
嘱託員等の処遇について  
は、今年度予算要求の折  
に各法人に対して是正を  
申し入れており、今後は  
双方の実態と照らし合わ  
せ、川辺町の嘱託職員に  
対する規定等も見直すな  
どして、均衡を図る所存  
です。

また、指定管理者制度  
については、管理者の事  
業評価につき外部の方々  
による委員会を設置し、  
現在評価いただいている  
ところであり、今後の評  
価結果やご意見を十分参  
考するとともに、施設  
運営のあり方について  
も、行財政改革による  
「組織機構の見直し」の  
中で十分検討することと  
してまいります。

### 編集後記

サッカーJ2、FC岐阜  
は経営危機に陥って  
います。成績の低迷、  
観客数の減少、収入減  
が続くと、FC岐阜のよ  
うな親会社のないチー  
ムが成り立つために  
は、よほど頑張らなけ  
ればなりません。

FC岐阜は出資金総  
額2億7800万円の  
会社ですが、県下42  
市町村が応分の負担  
を行い、川辺町も10  
0万円を出資してい  
る株主です。

「川辺町」という自治  
体はサッカーとはち  
よつと異なりますが、  
預かった税金をやり  
くりしながら「運営」  
していく立派な企業  
です。執行部は「政策  
立案者で経営者」議  
会は「監査役」、車の両輪  
と同じで、前進するた  
めのエネルギーは皆  
さんの声です。

次の議会は9月中  
旬の予定です。是非傍  
聴を！